

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第31回）議事概要

### 1 日時

平成30年12月10日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，大場亮太郎，神山啓史，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），永井敏雄，梶井成夫

（オブザーバー）

伊藤雅人（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

今崎幸彦事務総長，安東章刑事局長

### 4 進行

#### (1) 伊藤オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった伊藤オブザーバーから，あいさつがあった。

#### (2) 裁判員裁判の実施状況について

安東刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成30年9月末までの裁判員裁判の実施状況について，次のとおりの説明があった。

- 裁判員候補者の辞退率については，平成21年，22年の約53%から年々上昇し，平成29年は66.0%，平成30年は9月末時点で67.0%となっている。他方で，出席率については，平成21年の83.9%から年々低下傾向が続き，平成29年は63.9%まで低下したが，平成30年は9月末時点で67.7%に上昇している。

このように出席率については好転の兆しが見られるが，その要因としては，

裁判員等選任手続における運用上の工夫として、①呼出状が不送達となった場合の再送達や、②事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼などの取組を進めてきたところであり、その成果が出始めているのではないかとと思われる。他方で、辞退率については、依然として上昇傾向が続いているが、その要因としては、委託業者による原因分析において、辞退率上昇に寄与している可能性が高いとされた雇用情勢の変化や高齢化の進展といった社会情勢が継続していることに加えて、先ほど申し上げた運用上の工夫を行うようになった結果、これまでは辞退事由があっても辞退を申し立てないまま選任手続期日を欠席していた裁判員候補者が、選任手続期日前に辞退を申し立て、これが認められるようになったという現象も影響しているのではないかと考えている。

- 公判前整理手続の期間については、自白・否認のいずれについても、平成29年は平成28年より0.1月短くなっており、自白では6.4月、否認では10.0月となっている。さらに、平成30年は9月末時点で、自白では6.0月、否認では9.8月となっており、自白・否認のいずれについても更に短縮しており、改善の傾向が見られる。
- いずれの数値についても動きがあるところなので、今後の動向を注視してまいりたい。

(永井委員)

出席率については、様々な運用上の工夫をした結果、改善傾向が見られるということで、よいことだと思う。他方で、辞退率については上昇傾向が続いているということであるが、辞退率と出席率については意味合いが違うのではないかと考えている。つまり、出席率の低下については、本来であれば選任手続期日に出席しなくてはならない者が出席しないというのであるから、制度的に在るべき姿ではないが、辞退については、裁判員法で辞退事由が定められていて、それに該当する者は辞退してもよいことになっており、制度上予定されて

いるといえる点で、出席率とは事情が異なると思われる。

(3) 裁判員等経験者アンケートの改訂について

安東刑事局長から、資料3-1及び3-2に基づき、裁判員等経験者アンケートの改訂について、次のとおりの説明があった。

- 資料3-1及び3-2は、いずれも裁判員用のアンケートで、資料3-1が現行のアンケート、資料3-2が改訂後のアンケートとなっており、主な変更部分に黄色のマーカーで色づけをしている。主な変更点は、①既存の質問事項（問1及び問13）を統合して整理し問9とする、②審理日程に関する質問を問8として追加する、③裁判員経験者の職業をより正確に把握するため、F3の「お勤め」の分類を、「正規の職員・従業員、役員」と「派遣社員」に分けるというもので、補充裁判員用のアンケートと裁判員候補者用のアンケートについても、同趣旨の改訂を行うこととしている。

(内田委員)

F3の回答に、「派遣社員」の項目を加えたことはとてもよかったと思う。派遣社員の方が裁判員裁判に参加しにくい状況があるとすれば、派遣社員の方が経済的な不利益を受けずに裁判員としての職務を果たすことができるような仕組みができるとよいと思う。

(今崎総長)

問9では、「候補者名簿に載ってから」という表現を用いているが、他に適切な表現は考えられないであろうか。

(酒巻委員)

より丁寧に説明するとすれば、問9-2の一つ目の枠のところに、「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」が届いてから」という表現があるので、これを工夫することが考えられる。また、少し小さめの文字については、もう少し大きくした方がよいかもしれない。

(内田委員)

今回は仕方がないが、意識が途切れて読めなくなってしまう人もいるので、カッコはなるべく用いないよう工夫されるとよいのではないか。

(安東刑事局長)

ご指摘を踏まえて、裁判員等経験者アンケートの改訂について改めて精査したい。

(4) 裁判員制度10周年の広報活動等について

安東刑事局長から、裁判員制度10周年の広報活動等について、次のとおりの説明があった。

- 裁判員制度は、来年5月21日に制度施行10周年を迎える。これまでも出前講義等の広報活動を行ってきたところであるが、裁判員制度10周年という大きな節目において各種の広報活動を行えば、社会や報道機関の関心も集めやすく高い広報効果が得られるものと思われ、裁判員制度10周年は効果的な広報が期待できる貴重な機会と言える。そこで、本年7月、広報の内容や企画例等を取りまとめ、最高裁から全国の裁判所に対し、来年5月を中心に、裁判員制度10周年の広報活動を積極的に企画し、可能なものから順次実施するよう求めたところである。

その概要について説明すると、10周年の広報の内容としては、裁判員制度施行時とは異なり、裁判員制度の存在自体は広く認知されてきているので、今回の広報活動では、①裁判員のやりがいや裁判員制度の意義について実感してもらい、裁判員制度への関心や参加意欲を高めること、②非日常的な世界である刑事裁判に参加することへの不安を解消することなどに主眼を置くこととしている。また、広報を行う際の留意点としては、①国民の関心や参加意欲を高めたり、不安を解消したりする上では、同じ一般国民である裁判員等経験者の方々の感想や声を紹介することが効果的であると考えられるので、広報活動を行う際には、裁判員等経験者の協力を得るなどしてできる限りその感想等が伝わるようにすること、②一般国民から親しみやすく、より

身近に感じられる若手裁判官の活用も検討することなどを求めた。その上で、具体的な企画例としては、①裁判官へのインタビュー、記者を裁判員役とした模擬評議など、報道機関の各種取材への積極的な協力や、②裁判員制度10周年を記念した裁判員等経験者との特別意見交換会の開催などを示し、また、③出前講義についても、本懇談会でも指摘をいただいていたとおり、裁判員制度を社会を支える基盤として根付かせていくためには若年層への働き掛けが重要であると考えられることから、出前講義の訪問先として中学校、高等学校、大学等を積極的に検討するよう求めたところである。なお、広報用のポスターも用意することとしており、各地の広報活動に活用していただく予定である。

各裁判所においては、各所長のリーダーシップの下、この度示した企画例等を参考としつつ、それぞれの地域とのつながりや法曹三者の協力関係も活かしながら、創意工夫して裁判員制度10周年の広報企画を検討している。

- 続いて、資料4について説明すると、先ほども申し上げたとおり、裁判員制度について、国民の関心や参加意欲を高めたり、不安を解消したりする上では、同じ一般国民である裁判員等経験者の感想や声が効果的であり、裁判員等経験者から周囲の方々に対し、自らの経験や感想を語っていただくことが重要となる。そこで、本年7月には、裁判員裁判が終了し守秘義務について説明する場面等において、資料4のような書面を裁判員等経験者に配布し、その貴重な経験を周りの方々にもお伝えいただくよう協力を求めることについても、各庁に検討を求めたところである。

(酒巻委員)

資料4は、守秘義務の範囲を説明するのではなく、発想を変えて、経験者に話してもらってもよい事項を具体的に示すというもので、よいアイデアだと思う。もっとも、具体例の中に「明るく話しやすい雰囲気」という記載があるが、刑事裁判が明るいということはないので、「明るく」という表現については、避

けた方がよいであろう。

(神山委員)

①出前講義はどのくらい行われているのか、②出前講義で裁判員経験者がその経験を積極的に語れるようにしているとのことであるが、出前講義ではどのような工夫を行っているのか、③どのような趣旨から資料4を作成したのか、について教えて欲しい。

(安東刑事局長)

①出前講義の実施状況については、最近、その実施結果について報告するよう全国の裁判所に求めたばかりであり、現時点では、調査期間が十分とはいえないので、どこかのタイミングで、本懇談会の場で報告させていただきたいと考えている。②出前講義での工夫については、裁判員経験者がその経験を積極的に語っていただくことは重要と考えており、これまでも、出前講義には、裁判員等経験者にも同行してもらえよう努めてきたところである。もっとも、従前は、裁判員等経験者の方に同行いただくとしても当該経験者の職場等の所属先に限って同行していただいていたが、今般、裁判員経験者の声をより一層広げるため、当該裁判員等経験者の所属先ではない所、例えば学校などにもご同行いただく運用に変更したところである。③資料4を作成した趣旨については、守秘義務の対象となるのは、評議の秘密と裁判員としての職務上知り得た秘密に限られており、公開の法廷で見聞きしたことや、裁判員として裁判に参加した感想については周囲の方々にお伝えいただいても何ら問題がない。経験者の方々が、必要以上に守秘義務を意識することなく、こうしたことを語っていただけるよう、本書面を作成した。もとより、この書面にあるような声掛けは、判決宣告後の守秘義務の説明の際に裁判長から行っていたところである。ただ、判決宣告後には、守秘義務のほかにも、判決宣告や上訴の手続についての裁判員からの質問に答えたり、直後の記者会見や将来の広報企画の案内をしたりと、説明を要する事項が多く、上記のようなお願いにどの位時間を割ける

のか、またそうしたお願いが裁判員の方々の印象にどの位残るのかという懸念もないとは言い切れなかった。そこで、裁判員の方々が日常生活に戻った後にご家庭や勤務先などで経験を語っていただくためには、別途書面を用意することが有効と考えたものである。

(榎井委員)

資料4にある守秘義務の問題は大変大事なところだと思う。公開の法廷で見聞きしたことや裁判員として経験した感想については伝えても問題ないなどと書かれているが、裁判所の方から裁判員に経験談や感想についてインタビューをするなどして、このくらいなら話してもよいということをもう少し具体的に示すことも考えられるのではないか。10年目という絶好のチャンスなのだから、10年前の気持ちに立ち返って、一所懸命に取り組んでもらいたい。

(神山委員)

資料4は、大変良い取組と思う。ただ、参加した感想というだけでは、経験者はどこまで話してよいかわからないのではないかという気もする。守秘義務の観点から話してはいけない事項を挙げて、それ以外は話しても構わないというくらいにしないと、経験者はどうしても守秘義務を意識してしまうと思われる。

(椎橋座長)

限られた条件下においてそのような方式を採るのはなかなか技術的に難しいのではないか。

(内田委員)

10年目という絶好のチャンスを活かすべきというのはそのとおりだと思う。積極的にマスコミを活用する方法を考えるべきであり、例えば、報道番組や新聞各紙で、裁判員10周年の特集を取り上げてもらえるようにしてはどうか。裁判員制度への参加は国民の権利であり、このようなすばらしい権利を履行せずに辞退するのはもったいないという思いに国民がなって欲しいと思っている。

(今田委員)

広報活動としては、中学高校の生徒に裁判員制度の説明等をすれば、そこから生徒の父母といった周囲の人に広まっていくので、出前講義で中学や高校等に赴いて説明することは有用であると思われる。

(伊藤オブザーバー)

東京地裁での取組について説明すると、これまで出前講義は待ちの姿勢で臨んでいたが、もっと積極的な姿勢に転じようということで、先般、東京都の教育委員会に対し、学校等から依頼があれば若い裁判官を派遣して裁判員制度について説明するので前向きに対応していただけるようお願いしたところである。委員の方々からいただいたご意見を踏まえながら、引き続き、できるだけよい広報活動ができるよう努めてまいりたい。

(大場委員)

具体的な事件が終わった後、裁判員経験者が記者会見を行うことがあるが、その際に、裁判員を経験できてよかったと言われる方が相当数おられると思う。裁判員経験者から具体的な事件と関連させてそういった積極的な発言をしていただくと、裁判員経験者の声リアルに社会に伝わると思われるが、実際に記者会見に応じてくれる裁判員経験者はどのくらいいるのか。

(安東刑事局長)

記者会見に応じた裁判員経験者の数は把握していないので、具体的な人数を示すことはできないが、記者会見の要望があればできる限りそれに応じてもらえるよう裁判員経験者にお願いするというのが裁判所のスタンスであり、かなりの割合で協力が得られているように思われる。実際に記事にならなかつたりすることもあるが、この点についても地道な対応を続けていく必要があると考えている。

(伊藤オブザーバー)

裁判員経験者には、記者会見に前向きに対応していただけるようお願いして



いるところであり、多くの事件では何名かの方が記者会見に出られていると思われるが、記者会見に来るマスコミ関係者は多くはなく、必ずしも効果的に機能しているとはいえない状況にある。広報活動に関する東京地裁での取組を紹介すると、裁判員経験者にアンケートをお願いする際に、裁判員制度の広報にもご協力いただけるか確認し、協力してもよいとっていただいた方には、広報活動に協力いただき、経験を語っていただくという取組を行っている。今のところ、多くの裁判員経験者から広報活動に協力してもよいという返事をいただいている。

(梶井委員)

何年か見ていて、裁判員裁判の報道にマスコミは熱が入っていないと感じる。広報に協力してもよいという裁判員経験者等がいるのであるから、マスコミに頼らず、裁判所が主体となって、経験者にその経験や感想等について積極的に話してもらえよう、創意工夫をすべきではないか。せっかく広報に協力してくれる裁判員経験者がいるのだから、しぶとく、したたかに活用してみたらどうかと思う。10年目は大事なチャンスだ。

(酒巻委員)

裁判員経験者の記者会見自体は減っていないが、10年経ったということで、マスコミの関心が低下しており、大きな事件でなければマスコミが記者会見に来ないようになっている。このことは、裁判員制度が我が国に定着したという側面がある一方で、もっと積極的に広報活動をしなければならない状況に至っているという側面もある。

(安東刑事局長)

色々ご指摘をいただき有り難く思っている。先ほど申し上げたとおり、報道機関の各種取材に積極的に応じるよう全国の裁判所に求めるなどしたところであり、また、先ほど伊藤オブザーバーから説明があったように、裁判所においては、主体的に広報企画を考え、関係機関に協力を求めるなどしているところで

ある。広報活動の状況等については、どこかのタイミングで、本懇親会の場で報告させていただきたい。

(椎橋座長)

裁判員制度については来年5月で10周年ということで、その機会を活用して積極的に広報活動を行うべきという点で委員各位の意見は一致しており、広報活動に関する事務局のスタンスも同様であると思う。今後マスコミ各社で裁判員制度10周年の特集を組んで行くと思われるが、各地の裁判所において、どの程度積極的な広報活動を行うことができるかが重要になると思われる。

(5) 裁判員制度10年の総括について

ア 10周年総括の企画説明について

安東刑事局長から、裁判員制度10周年総括について、次のとおりの企画説明があった。

○ これまでのところ、裁判員制度は、国民の理解と協力の下、概ね順調に運営されてきたと評価されているが、運営する側としては、その評価に満足することなく、絶えず運用状況を検証し改善に向けて取り組む必要がある。この点、制度施行から3年を経過した平成24年12月に、本懇談会の助言を受けつつ、裁判員制度の現状を検証し、その結果を「裁判員裁判実施状況の検証報告書」としてとりまとめたが、その後も、裁判員制度の運用には大きな変化が見られるところである。そこで、制度施行10年という節目にあたり、裁判員制度は、この10年間で何を成し遂げ、また、何を成し遂げられずにいるのかということを中心に、実証的なデータ等に基づいて、裁判員制度10年の歩みを改めて総括し、本懇談会の助言も得つつ、来年春頃を目処に報告書として取りまとめたいと考えている。

(神山委員)

何が成し遂げられて、何が成し遂げられなかったかということは、裁判所だけでなく、弁護士・検察官の立場からしても、成果であるし課題でもある。1

0周年の総括は、裁判員裁判の当事者である弁護士及び検察官へのメッセージにもなるようにしてもらいたい。

(酒巻委員)

3年後検証報告書を取りまとめようとしていた頃は、制度施行から3年ということもあって、裁判員制度の安定的な運用に対する危機感があり、法曹三者全員が必死に努力していたような記憶がある。だからこそ、3年後検証報告書には、課題や問題がたくさん記載してあった。しかし、この10年法曹三者が努力して、裁判員制度も安定的に運用されるようになったのであるから、今回は、明るい話題、成果を打ち出す方向で作成する方がよいと思う。また、広報活動とも関わるが、10周年総括の読み手は、法曹三者だけでなく一般国民を含めてだと思われるし、マスコミにも読んでもらって、課題だけでなく、この10年の成果についてもきっちり報道してもらいたいであろう。そして、この10年で刑事裁判が大きく変わったことについては、裁判所だけでなく、検察庁や弁護士会も含め、法曹三者全体が相当な努力をした成果であるので、そのことを盛り込んで欲しいと思う。

(今田委員)

10周年総括については、裁判員裁判が導入されたことで、刑事裁判はこの10年でこんなに変わったんだ、成果があったんだということを、国民自身が感じられるような、裁判員制度に参加したいと思えるような視点を入れてもらえればよいと思う。

(榎井委員)

10周年総括については、法曹三者だけのものにならないよう、誰に向けてのものなのか、誰宛のものなのかということを忘れてはならない。

(安東刑事局長)

委員ご指摘のとおり、10周年総括は、マスコミに裁判員裁判10年の説明をする際の題材にもなるのではないかと考えている。また、全国で8万600

0人以上の方に裁判員又は補充裁判員を務めていただいているところ、経験者の方々にも読んでもらえるような、裁判員裁判に参加してよかったと思ってもらえるようなものにしたいと考えている。10周年総括が法曹三者向けのものにならないよう、委員各位の助言をいただきながら、検討を進めてまいりたい。

(内田委員)

10周年総括を作成するに当たっては、3年後検証の時点と安定的な運用になって以降との違いが出るようにしたり、公判審理が長期に及んだ事件に関するデータや、裁判官裁判時代との量刑傾向の違いなどについても触れてもらいたい。

(安東刑事局長)

ご指摘を踏まえて10周年総括の検証を進めてまいりたい。

イ 報告書の全体像並びに第1及び第2の各項目について

安東刑事局長から、資料5に基づき、報告書の全体像並びに第1及び第2の各項目について、次のとおりの説明があった。

○ 報告書の全体像としては、「第1」で、裁判員制度に対する国民の受け止めについて概観した後、手続の流れに沿って、「第2」で裁判員等の選任状況を、「第3」で第一審の公判準備、公判、評議及び判決をそれぞれ取り上げることを考えている。また、「第4」では、裁判員制度の導入が控訴審や裁判員裁判非対象事件、身柄関係の運用にどのような影響を与えているかについても、取り上げたいと考えている。

○ 続いて、現在想定しているそれぞれの項目の概要について説明すると、「第1 裁判員制度導入の趣旨と国民の受け止め」では、裁判員等経験者に対するアンケート調査の結果や、毎年実施している一般国民を対象とした裁判員制度の運用に関する意識調査の結果等に基づいて、裁判員制度が国民にどのように評価されているのかを検証したいと考えている。

○ 次に、「第2 裁判員等の選任状況」では、「国民参加の状況」、「裁判員

候補者の辞退率・出席率」及び「国民の負担への配慮」を主に上げたいと考えている。すなわち、「国民参加の状況」では、これまでどれほどの裁判員裁判が実施され、どれほどの方が裁判員を経験されたのか、また、職業、年齢、性別等といった裁判員の属性はどうなっているのかといった国民参加の客観的な状況について、統計等を用いて整理したいと考えており、「裁判員候補者の辞退率・出席率」では、辞退率の上昇・出席率の低下の原因やこれまで講じてきた対策、現状に対する評価等を取り上げる予定である。また、選任手続では国民の負担に配慮した様々な取組を行ってきているので、「国民の負担への配慮」でその運用状況を検証したいと考えている。

(永井委員)

国民参加の状況という点について、仕事をしている人はなかなか裁判員裁判に参加できず、参加できるのは仕事をしていない人だけになってしまうのではないかと一部では懸念されたが、実際には、大きな事件でも裁判員の構成が社会の縮図のようになっており、年齢比や男女比などがほどよい状態になっているように思われる。統計的にも、そのように考えてよいか。

(安東刑事局長)

辞退率上昇・出席率低下の原因分析を行った際に裁判員の構成についても調査したところ、委託業者から、裁判員の構成は概ね国民の縮図になっているという調査結果が報告されている。長期審理の事件についても、今のところ大きな構成の偏りがないように見受けられる。10周年総括では、この点についても実証的なデータを用いながら上げたいと考えている。

(榊井委員)

資料5の項目に、最高裁の記載がないのはなぜか。裁判員裁判の在り方について最高裁判例が大きな道筋を付けるのだから、報告書にはそのことがはっきりとわかるように記載すべきであろう。

(安東刑事局長)

上級審という項目自体は設けなかったが、ご指摘のような重要な最高裁判例については、該当する項目の要所要所で取り上げたいと考えている。

ウ 第3の項目について

安東刑事局長から、資料5に基づき、第3の項目について、次のとおりの説明があった。

○ まず、「公判準備」では、公判前整理手続の長期化が課題となっているところ、その背景としてどのような事情があるのか、また、公判前整理手続の充実・迅速化に向けて、現在どのような取組が行われているのかといった点について、取り上げたいと考えている。

○ 次に、公判審理は、裁判員制度の導入により、連日的開廷による集中審理や人証中心の審理など、公判中心主義の理念に基づいた様々な工夫や取組が試みられ、従前の刑事裁判と比較して劇的に変化したといっても過言ではないと思われる。そこで、「公判」では、そのような新たなプラクティスの実情と評価等について改めて整理してみたいと考えている。

○ 「評議」については、主として裁判員と裁判官の実質的な協働が実現できているかという観点から検証したいと考えており、具体的には、まず、率直な意見交換ができているのかなどといった点について、裁判員等経験者に対するアンケート結果等を用いながら、裁判員側の受け止めに分析したいと考えている。また、裁判官の間では、評議において裁判官はどのような役割を果たすべきか、裁判員の視点・感覚を的確に裁判に反映させるために、本当に十分な役割を果たせているのかといった点について、活発に議論がなされているので、このような問題についても改めて考えてみたいと思っている。

○ 最後に、「判決」について説明すると、3年後検証では、殺人未遂、傷害致傷、強姦致傷等について刑期が重い方向にシフトしたり、殺人既遂、殺人未遂等については執行猶予に付される率が上昇したりするなど、量刑傾向

に変化が見られたところであるが、その後、判決における量刑に更なる変化が生じているのかどうか、検証したいと考えており、また、判決書についても、判断の分岐点を意識して判断の過程を簡潔かつ明確に示す判決書が実現できているのかといった観点から取り上げたいと考えている。

(椎橋座長)

ここが裁判員制度の中心であり、裁判員制度を導入した趣旨がどの程度実現されてきたか、3年後検証を経た10年の実績を踏まえてどのようなことが言えるのか、かなり重要なパートになると思われる。

エ 第4の項目について

安東刑事局長から、資料5に基づき、第4の項目について、次のとおりの説明があった。

○ 冒頭で申し上げたとおり、裁判員制度の導入は、刑事裁判全体に大きな影響を及ぼしているので、ここではその点を取り上げたいと考えている。すなわち、控訴審については、裁判員制度導入を契機として事後審の徹底が意識されているところであるし、裁判員裁判非対象事件についても、裁判員裁判を通じて得られた知見や取組が活用されはじめているところであるので、その実情がどうなっているのか、分析したいと考えている。また、勾留却下率や保釈率が上昇するなど、裁判員制度導入を契機に身柄関係の運用にも大きな変化が見られるところであるので、この点も確認しておきたいと考えている。

(大場委員)

第1や第2の項目で検証しようとしている事柄など、実証的なデータの分析である程度の評価が定まるものもあれば、必ずしもそうではなく、評価が非常に難しい事柄もある。例えば、第3の後半の部分や、第4の裁判員裁判非対象事件や身柄関係については、実証的なデータで評価できるようなものではないと思われる。また、第4では、裁判員制度の取組や思想の波及がテーマとなっ

ていると思われるが、裁判員裁判非対象事件と裁判員裁判がどのように関わるのか、或いは、身柄関係が裁判員制度とどのように関係するのかわかりにくいところがある。

(永井委員)

第4に「身柄関係」という項目があるが、この表現は人によってはよい印象を持たないので、「勾留保釈の運用」など、別の表現を検討された方がよいと思う。

(安東刑事局長)

ご指摘を踏まえて、用語の表現についても考えていきたい。なお、10周年総括は、実証的なデータがある部分についてはそれに基づいて検証を行うことを考えているが、評議など、実証的なデータが乏しい部分については、裁判官或いは法曹三者による研究会等で議論したことや司法研究等についてもエビデンスや背景として用いることができるのではないかと考えている。

(椎橋座長)

裁判員制度10年の総括を行うということや、その内容の骨格については異論がなかったと思うので、事務局においては、委員からの意見や指摘を踏まえ、具体的な検証作業を進めていただきたい。

(6) 次回以降の予定等

次回の懇談会は、次の日時に開催することとされた。

第32回 平成31年4月15日(月)午後3時から